

2020年5月14日

北海道知事 鈴木 直道 様

日本共産党北海道議会議員団  
団 長 真 下 紀 子

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

我が会派は、先の4月17日に新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（第二次）を行った。その後、緊急事態宣言が延長され、道内中小企業・個人事業者は知事の休業要請に基づく休業を余儀なくされた。緊急事態宣言が長期化する中で、道民生活、道内経済は疲弊し、自粛を行うための補償は待ったなしである。

道は、15日以降も一部地域を除き緊急事態宣言の延長となることを見据え、知事は16日以降の追加支援策を発表した。我が会派は、支援対策を遅滞なく執行するために、ただちに臨時会を招集し、議会議論を踏まえて決定することを求める。併せて現局面において緊急的に行うべき施策を以下の通り要望する。

### 記

1. 16日以降も休業要請を延長する場合、事業継続を可能とする規模での支援金を支給するとともに、休業要請対象外であっても売上が大幅に落ち込んだ中小・個人事業者への補償を行うこと。とりわけ、家賃等の固定費に対する支援を直ちに実施すること。
2. 緊急事態宣言の長期化により、非正規労働者、アルバイト等の仕事を失う学生等に対して、道独自の支援を早期に実施すること。
3. 医療機関、社会福祉施設等での集団感染防止対策を抜本的に強化すること。感染リスクと向き合う職員等に対し、道独自に危険手当を創設すること。
4. 新型コロナウイルス感染症によって生じた医療機関の減収に対し、医療提供体制を維持する上でも補償を行うこと。
5. 緊急事態宣言に基づく休業要請の解除にあたっては、地域の実情をよく把握し、エビデンスに基づいた解除及び再要請の基準を示すこと。
6. 不要不急事業の先送り・見直し等を行い、予算の抜本的組換えを行い、新型コロナウイルス感染症対策予算の財源に充てること。

以 上